

健康保険被扶養者確認調書に添付する書類

健康保険の「被扶養者」の認定には、被保険者との「生計維持関係」が必要です。その「生計維持関係」については、厚生労働省の通達により、認定対象者の年収額など認定基準が細かく定められています。その為、『健康保険被扶養者確認調書』及び下記に挙げる証明書類をご提出いただきます。※個々の状況によっては、更に別の資料の提出をお願いすることがありますので、その際はご協力をお願いいたします。尚、認定基準を満たしていない場合や、証明書類の提出がない場合は被扶養者となりません。公正・公平な被扶養者認定のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ◆ご確認願います。
- ・収入の無い配偶者は市区町村発行の非課税証明書の添付が必要です。
 - ・中学生以下の添付書類は必要ありません。

被 扶 養 者	こ ん な と き	必 要 な 添 付 書 類
① 配偶者及び 平成14年4月1日以前生まれの場合	● パート・アルバイト・内職・自営業等で収入があるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先の所得証明書、源泉徴収票、雇用契約書、給与明細書（直近3ヶ月）のいずれかの写し ・利子・配当金の支払明細書の写し ・【自営業の場合】確定申告書の写し
	● 年金受給者 （あらゆる年金制度が対象）	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の年金通知書、年金支給通知書、年金証書いずれかの写し ※国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金、遺族年金等々、課税対象・非課税対象に関わらずあらゆる年金制度が対象となります。
	● 収入がないとき （注：年金受給者はこれに該当せず）	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者：市区町村発行の非課税証明書 ○学生以外の子供：市区町村発行の非課税証明書
	● 学生（予備校生含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書もしくは学生証の写し
② 父母・義父母および祖父母・兄弟姉妹の場合 ※別居の義父母・兄弟は被扶養者として認定されません	◎ 必ず必要な共通の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・【同居の場合】世帯全員が記載された住民票 ・【別居の場合】被扶養者の住民票と仕送を証明するもの（注） （注）…金融機関の振込明細書の写しや現金書留の写し 【ない場合】振込の記載された通帳の写し
	● パート・アルバイト・内職・自営業等で収入があるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先の所得証明書、源泉徴収票、雇用契約書、給与明細書（直近3ヶ月）のいずれかの写し ・利子・配当金の支払明細書の写し ・【自営業の場合】確定申告書の写し
	● 年金受給者 （あらゆる年金制度が対象）	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の年金通知書、年金支給通知書、年金証書いずれかの写し ※国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金、遺族年金等々、課税対象・非課税対象に関わらずあらゆる年金制度が対象となります。
	● 収入がないとき （注：年金受給者はこれに該当せず）	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村発行の非課税証明書
③ 特別養護老人ホーム等の介護施設入所者の場合	◎ 必ず必要な共通の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の住民票 ・施設入所証明書または契約書の写し ・入所費用の領収書等の写し <p style="text-align: right;">} いずれか1点</p>
	● 年金受給者 （あらゆる年金制度が対象）	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の年金通知書、年金支給通知書、年金証書いずれかの写し ※国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金、遺族年金等々、課税対象・非課税対象に関わらずあらゆる年金制度が対象となります。
	● 収入がないとき （注：年金受給者はこれに該当せず）	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村発行の非課税証明書
④ 上 記 に 該 当 し な い 場 合 な ど		健 保 ま で お 問 い 合 わ せ く だ さ い （ 内 線 5 9 1 ）